

保護者の皆様へ

学校保健安全法により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)。

これらの感染症(下記参照)の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、裏面の「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

* 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5 N1)	治癒するまで <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">平成 24 年 4 月 1 日 改正されました</div>
第二種	インフルエンザ (H5 N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き措置や期間を決定する